

8 9 170 1 2 3 4 5 6 7 8 9 180 1 2 3 4 5 6 7 8 9 190 1 2 3 4 5 6 7

安本
安本信行力著者

未定稿



未定稿

昭和二十二年度及び二十三年度國民資力につべく（理ニニ九、財一局）

- 一、總括
- 二、生産國民所得ト実質所得と貨幣所得
- 三、分配國民所得 1階級内の分配と個人間の分布
- 四、國民資力の配分

一、

(一) 昭和二十二年度及び二十三年度の國民所得を生産面と分配面とから概観するに、左の諸点が着取される。

生産國民所得において、その実質所得は、昭和十年を基準として、昭和二十二年度及び二十三年度においては、いづれも、まだ十年の三分の一に及ばず、このよろな國民所得の実質的低下は、特に工業所得の激減に起因するものと測定される。しかるに貨幣所得は、インフレーションの進展に伴ひ、二十二年度及び二十三年度は十年に比してそれを約一四三倍及び二三八倍に上昇するものと予想される。

所得分配においては、所得構成の傾向が顕著であつて、労務所得は國民所得の約三分の一を占めるにすぎず、所得金額の五〇%はわずか一七%の人員が占めている。これまたインフレーションの影響を表わすものである。地方低賃所得層の増大の傾向は、消費性向の上昇、レ

一

(註) (1) この推計は農水鉄工業及び交通業につき、そは物的方により、公務自由業及び家事業は人の方針によつたものである。國際收支は一應均衡するものと假定してある。

(2) この基盤資料：推計方法及び各業種の内訳の詳細は参考附表Iについて見られたい。

(1) これによつて取れば、昭和二十一年度実質所得は十年度の五割七分、二十三年度は六割五分となつてゐる。人口増加を考慮して國民一人当たり実質所得を算出すれば、二十二年慶及び二十三年度は十年度のそれそれ五割の分と五割六分に相当する。

(2) さらに業種別所得の構成をみると、十年水準を越えるものは、農業及び水産業所得の伸びであつて、工業所得の低落は特に著しく、二十二年度は十年度の三割六分、二十三年度は

		合				商業				農業				鉄工				通商公團				財勢自得				田差賃				業合			
				</																													

四割四分となつてゐる。実質國民所得の一般的低下は、まさにこの工業所得の激減によるものと言ふべく、そしてその低下は資本設備の喪失損耗によよりは、むしろ原資料入手困難によるものと觀察される。なお全産業を通じて生産財生産は消費財生産にして一般に不振である。

ここで注意すべきことは、推計の基礎資料たる生産見込量（經濟安定本部「物資供給力研究會第次策」等）は、工農及び交通業において主として石炭の配炭見込量によつて生産量を推定してゐるためことに工業生産量はやや過大に見積られ、また最近の各業種の所得率は戰時中から原価償却等を充分に実行していないため、これまで過大であつてしたがつて眞の実質純所得は十年度に比してさらに低いものと推定される。

また國民所得の約三分の一を占める農業所得はおいて昭和十一年の生産量が二十一年以降に比して過少に計上されたため、農業生産の回復率はやや急速に過ぎ、工業の累年の増加率もまた過大と考えられる。ハづれにしても實際は一層低落にあるものと推定される。

賃 帯 所 得

(1) 前項で推計した実質國民所得に物價の騰貴率を乗じて、當該年度價格に換算すれば、賃帶所得はつぎのようになる。（單位百万圓）

貨 物 價 率	所 得	前 得 年 度		昭 和 十 年		二 十 一 年		二 十 二 年		二 十 三 年	
		庚	寅	一 四、五 二 八	一 四、五 三 八	一 〇、〇 七 九	一 〇、〇 九	六 九、〇 六	八 二、八 九	一 四、二 五	一 二、三 七 五
		一 四、五 二 八	一 〇、〇 七 九	一 〇、〇 九	一 〇、〇 九	一 一、一 一 八					

(1) 二十二年八月以降の物價騰貴の推定は、二十二年九月以降二十三年七月までの物價趨勢を示す二次式 $y = -0.0001x^2 + 0.007x + 1.000$ (ただし x は月数) に従うものとして算出した。

実際物價は、開公取引量の比率を三対二として昭和十年基準で推定したものである。前項(1)で注意したように、実質所得は過大であることと昭和二十三年八月にいたつて物價の騰貴率がやや銳化したことによつて、二十三年以降の物價所得額は実際は右の表よりもやや低いものと指定期である。本表の推定額と次の(2)の方針による推定額とを比較するに、後者が二十三年度追加核算の影響を考慮に入れているにもかかわらず、なほ近似しているのはこのためである。

(2) 物價の波动を別途に考案すれば、つきのとおりである。

二十三年度において追加核算で五百〇〇億円の計上を終るものと假定し、それによると日銀券の増発額を推計すれば左のようになる。（單位億円）

三十一年三月末現在発行額	一一五七	三八〇
當初予算による公債発行及び借入金予定額	一一五七	三八〇
財産税見返借入金	一一五七	三八〇
追加予算による公債発行見込額	一一五七	三八〇
産業資金予定額	一一五七	三八〇
金融機関資金化増推定額	一一五七	三八〇
合計 (ノーリ)	一一五七	三八〇
差引二十三年三月末現在発行推計額	一一五七	三八〇
二、六三九	一、四〇〇	六七八
三、七三九	一、一〇〇	一、一〇〇
四、六三九	一、一〇〇	一、一〇〇

重複を除く
一五四五五保
一五四五五保
一五四五五保

二 内

三

すなわち、二十一年度末の日銀券發行額、一五七億円に、二十二年度中の政府及び民間関係資金振替額、三三九億円を増算すれば、三七三九億円の還貸發行額となるが、他方資金還流による金融機関の資本拡大額を資金振替額の約四〇%すなわち、二〇〇億円程度と推定すれば、これを控除した約三六三九億円が二十二年度末の日銀券の發行推計額となる。

これは二十一年度末の日銀券發行額に比して三三倍の増加であつて、インフレーション昂進する。

(八)

進期には物價騰貴は還貸増發を上廻る傾向があるから、物價は二十二年度末までに二八倍程度に上昇するものと推測される。それによつて二十二年度平均物価を求めれば、關公取引量比率三三対七として昭和十年の一五一・三倍となり、名目的國民所得は一三五四一億円となる。

(三)

以上の貨幣所得によつてみれば、戦後インフレーションの進行より、二十一年度の物価は十年に比して約四五倍、二十二年度は約一四三倍となり、この趨勢の續行する限り、二十三年度は約二三八倍となるであろう。たゞ、外資導入の効果があらわれるとしても、それは三十三年度下半期以後においてであろうから、その比率をやや緩和するにすぎないものと観察される。

三

分配國民所得

(一) 昭和二十二年度及び二十三年度の分配國民所得と、階級別所得分配と、個人間の所得分布とに分けて推計を試みれば、それぞれつゞきのように観察される。

個人支拂所得と法人留保所得等と國民所得の分配面において推計すれば、左表のとおりである。

偏在に想因するものであり、インフレーションの進行する限り、この比率には大差ないものと批判される。(註之)

(iv) 注意すべきことは、この分配所得において、二十一年度の推移が相当過大であり、且つ二十二年度から二十三年度にかけて所得水準と同一の増加率で上昇するに陥ったため、ことに労働所得などが過大に見積られていることである。

(註之) 昭和五年の個人の所得の割合は九六六名、十年の割合は九七名(内閣統計局調)であつた。

(註之) 昭和五年の労働所得の割合は五四六八七方博士推計)であつた。(ただしそこで農林水産業の労働所得は含まれていない。)

(二) 相人間の所得分布

個人間の所得分布の状態はつきのよう観察され

(1) 昭和二十二年度所得稅収見込(主税局調)によれば、低額所得者層の多くの人員の所得金額が全体の約二五%であり、したがつて残りの多くの人員が全体の所得金額の約二五%を占めていることを示していく。益々の高からみると、低額所得層では金額の多くの人員は約八三%の多さに達し、残りの五%の分の金額がわづか一七%の人員によって占められていく。

(2) なお、所得年齢約四〇万円以下と五〇〇万円以上の所得層とがインフレーションの影響で増大しているのに反し、中間所得層の所得は低下の傾向を示している。

(四)

三内

(八) 財産税、独立禁止法、企業整備等の実施によつて低額所得層の増大につれて、一般に消費性向は上昇し、したがつてまた貯蓄性向の低下すら傾向を示している。

(二) 以上、二十二年度の傾向はインフレーションを持續する限り、一層頭著になるとのと推測されるが、二十三年度下半期において經濟が一應安定するとしきも、全体の傾向においては殆んど変りないものと推定される。

四 国民資力の配分

國民資力(すなわち既存資本喰込を含む)の配分を推定すればつきのようである。

(一) 昭和二十一年度及び二十二年度の國民資力の推定(平野徳川)

年 度	政 府 投 資	政 府 消 費	消 費	年 度	政 府 投 資	政 府 消 費	消 費
二十一年度	二一八	八七一	一〇八九	二十三年度	二四四	一三八五	一六三九
当初予算	二四四	八七一	一〇八九	二十二年度	二四四	一三八五	一六三九
追加予算	二二二	二二二	二二二	二二二	二二二	二二二	二二二

年 度	國庫財政			地方財政			合 計
	一般会計	同上	内訳	特別会計	内訳	特別会計	
二十一年度	一〇二〇	九五七	大三	一九九	二六九	一〇八九	二九
(當初予算)	一一四五	二三八	二九	二九	二九	一六二九	二九
二十一年度	一〇二〇	九五七	大三	一九九	二六九	一〇八九	二九
(追加予算計上)	一一四五	二三八	二九	二九	二九	一六二九	二九

(註一) 二十一年度及び二十二年度財政支出内訳は左のとおりである。(單位億円)

ただし三十二年度特別會計(當初)は、鐵道一三七億円、通信七四億円、その他二七億円

の合計であり、三十二年度地方政府は当初予算において稅收一六六億円、地方債及び借入

金八〇億円合計二四六億円をもつて支出の推計とした。

追加予算は、一般會計一五四四億円特別會計八九億円、地方政府五三億円と推定したが地

方財政追加予算計上によ多増収を見込んでいた。

(註二) 政府投資と政府消費の割合は歳出内容によつて區別し、且つ民間の投資と消費との比

率に対應するものと假定した。

以上について次の諸点が省記される。

(1) 昭和二十一年度(追加予算を含む)の財政の國民資力に占める割合は今後も増大すると推測

されるが、その概要内容において幾後ことに民生安定費等の教育的経費の増大に伴ひ、直

三外

接消費面に向う入社費が漸増して来る。

(2) 二十一年度において數回にわたり追加予算が計上され、平時と同様に民間においても債銀

給與の増加による人件費の、賃及ぶ原材料の値上り等と併せて産業資金もまた増加之余

儀なくされ、財政支出の約半額に相当する額が産業資金に充當されている。

(3) 二十一年度政府被有資本金は一八二億円(註三)と見積られるが、これと産業資金約一四

〇〇億円の合計で五八二億円が財蓄目標額となる。しかるに金融機關の資力拡増額は、封

銷予金の引出が慣行するから、現在までの実績から推計すれば約一〇九七億円程度と見積

られるが、この金額は政府民間の資金放出額の約四〇%、金融機關に還済するとの推定した場

合の金額で〇・三三億円と近似しているから資力拡増は、一〇〇億円を越えないものと測

定される。したがつてこの差額約一四八二億円の通貨増發とみるであろう。

(4) 以上より踏査は二十一年度にかけてもまた持続する予想されるので、二十一年度の財政支

出、産業投資及び民間消費の趨勢は二十一年度とほぼ同一内容で進行するものと測定され

る。

(5) たゞ講和會議の結果による賠償要求実施と貿易再開の状況等によつて、財政支出、産業

投資及び国民消費の比率はかなりの変容を受けるであろうが、その実際の効果は二十一年度

下半期以後であろうと觀察される。

内
外

中
断

(註三)、當初豫算赤字三八〇億円、財産税見及借入金二三五億円及び追加豫算の赤字六七七億円の合計六一八三億円である。

一四

五二四

甘味後

卷之三

一九二二年九月